利用上の注意

1．　商業統計調査の分類は、原則として日本標準産業分類に準拠しています。産業（業種）格付の方法は、年間商品販売額の商品分類により、以下のように行っています。

①　取扱商品が単品の場合は、商品分類番号５桁のうち、上４桁で細分類を決定します。

②　取扱商品が複数の場合は、商品分類番号の上２桁により、卸売、小売別（卸売：49～54、小売：55～60）に販売額を集計し、いずれの販売額が多いかによって、卸売業か小売業に決定します。

次に、上２桁番号を同じくする商品の販売額をそれぞれ合計して、その額が最も大きいもので２桁の番号（中分類）を決定します。その決定された２桁番号のうち、上記と同様の方法で、３桁番号（小分類）、更に４桁番号（細分類）を決定しています。

なお、特殊格付方法を行っている業種（卸売業のうち「各種商品卸売業」、「その他の各種商品卸売業」、「代理商、仲立業」、小売業のうち「百貨店、総合スーパー」、「その他の各種商品小売業」、「各種食料品小売業」、「コンビニエンスストア」、「たばこ・喫煙具専門小売業」）については、『商業統計表』を参照してください。

2．四捨五入の関係で、合計値と積み上げが一致しない場合があります。

3．地域別の区分は、特に指定のない限り、以下のとおりです。

北海道　＝　北海道
東　北　＝　青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関　東　＝　茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡
中　部　＝　富山、石川、岐阜、愛知、三重
近　畿　＝　福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中　国　＝　鳥取、島根、岡山、広島、山口
四　国　＝　徳島、香川、愛媛、高知
九州・沖縄　＝　福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

なお、“南関東”は埼玉、千葉、東京、神奈川、“北陸”は新潟、富山、石川、福井、“東海”は静岡、岐阜、愛知、三重、“山陰”は島根、鳥取を指します。

4．「不詳」とは、当該項目について調査をしていないものをいいます。

①　「売場面積」については、牛乳小売業、自動車小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業に属する事業所、また、訪問販売、通信・カタログ販売等で売場面積の無い事業所は調査をしていません。

②　「営業時間」及び「開店・閉店時刻」については、牛乳小売業、新聞小売業に属する事業所は調査をしていません。

5．「売場面積１㎡当たり年間商品販売額」は、売場面積を持つ事業所により算出しています。

６．　平成１４年の「就業者１人当たり年間商品販売額」は、就業者数のうち「パート・アルバイト等」について８時間換算（平成１４年より調査）したものを用いて算出しています。

７．　長崎県島原市及び同県南高来郡深江町については、雲仙普賢岳噴火に伴う災害のため、平成３年調査が実施されなかったことから、平成３年数値（事業所数、従業者数、年間商品販売額等）には含まれていません。

８．　東京都三宅村については、火山噴火に伴う災害のため、平成１４年調査が実施されなかったことから、平成１４年数値（事業所数、従業者数、年間商品販売額等）には含まれていません。

９．　問い合わせ先

本書の内容についてのお問い合わせは、下記へお願いします。

経済産業省　経済産業政策局　調査統計部　産業統計室
電　話　０３（３５０１）１５１１（代表）　内線２８９２
　　　　０３（３５０１）９９４５（直通）
所在地　〒１００－８９０２　東京都千代田区霞が関一丁目３番１号

主な用語の説明

事業所

一定の場所で、商品の卸売、商品売買の代理、仲立又は小売の業務を行っている事業所をいいます。

卸売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

①　小売業者又は他の卸売業に商品を販売する事業所。

②　産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁など）に業務用として商品を大量または多額に販売する事業所。

③　製造業者が別の場所に経営している事業所で、自社製品を卸売する事業所。

④　商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所。修理料収入が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず、卸売業とします。

⑤　手数料を得て、他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立ちを行う事業所です。

小売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

①　個人用又は家庭用消費のために商品を販売する事業所。

②　商品を小売し、かつ同種商品の修理を行う事業所。修理料収入の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず、小売業とします。

③　自店で製造した商品を、その場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所。

④　ガソリンスタンド

⑤　主として無店舗販売を行う事業所で、個人又は家庭用消費者に販売する事業所。

単独事業所

支店を持たない事業所（１企業１事業所）をいいます。

本店

支店、支社、営業所などの販売事業所をもっている事業所で、原則として法人組織の場合は商業登記簿に登記された本店を、個人経営の場合は営業の拠点となっている本店をいいます。

支店

支店の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所も含みます。

従業者及び就業者

従業者とは、調査日現在の「個人事業主及び無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の合計をいいます。就業者とは、従業者に「臨時雇用者」、「出向・派遣受入者」を併せたものをいいます。

① 「個人事業主及び無給家族従業者」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している人と、個人事業主の家族で賃金・給与を受けず、常時就業している人をいいます。

② 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で、給与を受けている人をいいます。

③ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」と呼ばれている人で、次のいずれかに該当する人をいいます。

ア 期間を定めず、又は１か月を超える期間を定めて雇用されている人

イ 調査月の前２ヶ月のそれぞれの月において、18 日以上雇用された人

④ 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で、１か月以内の期間を定めて雇用されている人や日々雇用されている人をいいます。

⑤ 「出向･派遣受入者」とは、人材派遣会社など別経営の事業所から派遣されている人をいいます。

⑥ 「パート・アルバイト等の８時間換算雇用者数」とは、パート・アルバイト等の従業者について、平均的な１日当たりの労働時間である８時間に換算したものです。

年間商品販売額

調査年の 3 月 31 日から遡って１年間（平成９年調査以前については、調査日から遡って１年間）の商品販売額をいい、本文中では年間販売額または販売額としています。なお、年間商品販売額には消費税を含みます。

年間商品手持額

調査年の 3 月末現在（平成９年調査以前については調査日現在）で、事業所が販売する目的で保有しているすべての手持商品の金額をいいます。

売場面積（小売業のみ）

調査日現在で、小売事業所が商品を販売するために、実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場（植木・石材)、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫、他に貸している店舗（テナント）分等は除く）をいいます。

ただし、牛乳小売業、自動車小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業に属する事業所、また、訪問販売、通信・カタログ販売等で売場面積の無い事業所は除外しています。

来客用駐車場（小売業のみ）

調査日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいいます。なお、ガソリンスタンドについては調査をしていません。

専用駐車場（小売業のみ）

自己所有又は契約等により、その事業所が単独で使用できる来客用の駐車場をいいます。

共用駐車場（小売業のみ）

他の事業所と共用で使用しており、その事業所が単独で使用できる区画が明確になっていない来客用の駐車場をいいます。

収容台数（小売業のみ）

満車の状態となる台数をいい、一日の延べ収容台数ではありません。

商品販売形態区分（小売業のみ）

①　店頭販売……店頭で商品を販売した場合をいいます。

②　訪問販売……訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいいます。

③　通信・カタログ販売……カタログ、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体を用いてＰＲを行い、消費者から郵便、電話、ＦＡＸ、銀行振込などの通信手段による購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいいます。

④　自動販売機による販売……商業事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいいます。

⑤　その他……宅配、仕出し屋、生活協同組合の「共同購入方式」、新聞、牛乳などの月極販売及び上記①～④以外の販売形態で商品を販売した場合をいいます。

販売方法区分

①現金販売

現金で商品を販売した場合をいいます。小切手、商品券、プリペイドカード、デビットカードによる販売も含めます。

②信用販売

ア）クレジットカードによる販売……信販会社等の提供する「クレジットカード」の利用により、商品をクレジット販売した場合をいいます。

イ）掛売・その他……上記の「クレジットカードによる販売」以外の信用販売をいいます。手形による取引、クレジットカードを用いない割賦販売、非割賦販売などが含まれます。なお、新聞、牛乳等の月極販売もここに含みます。

仕入先別（法人事業所のみ）

①　本支店間移動……自企業内の本支店間、支店相互間で取引した仕入額、並びに自企業の他の場所にある工場などから帳簿上、商品の振り替えを行った場合の仕入額です。

②　自店内製造……事業所が小売販売するために、その場所で製造した商品の製造原価をいいます。

③　生産業者

ア）親会社……自社の株式総数の 50％を超える株式、又は資本の 50％を超える出資口数を有する生産業者から商品を直接仕入れた場合の仕入額をいいます。

イ）その他の生産業者……上記（ア）を除く生産業者から商品を直接仕入れた場合の仕入額をいいます。

④　卸売業者・その他……他企業の卸売業者、小売業者から仕入れたもののほか、生産業者直営の支店、営業所などの販売事業所から仕入れた場合の仕入額をいいます。

⑤　国外（直接輸入）……自社（自分）名義で通関手続を行って、直接国外から仕入れた商品の仕入額です。

仕入先別の金額は、年間商品販売額に年間商品仕入額の仕入先別割合（％）を乗じて算出しています。

販売先別（法人事業所のみ）

① 本支店間移動……自企業内の本支店間、支店相互間の販売額、並びに自企業の他の場所にある工場などに帳簿上、商品の振り替えを行った場合の金額です。

② 卸売業者……他の卸売業者に商品を卸売した販売額です。

③ 小売業者……小売業者に商品を卸売した販売額です。

④ 産業用使用者・その他……産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁など）に業務用として商品を卸売した販売額です。

⑤ 国外（直接輸出）……自社（自分）名義で通関手続を行って、国外へ商品を直接輸出した場合の販売額。

販売先別の金額は、年間商品販売額の卸売販売額に、卸売販売額の販売先別割合（%）を乗じて算出しています。

電子商取引（法人企業のみ）

商品の購入、販売に際し、その取引に関わる受発注がネットワークを通じて行われていることをいいます。

なお、商業統計調査では、年間商品仕入額、年間商品販売額に占める電子商取引の割合が1%以上のものについて集計しています。

年間商品仕入額（法人企業のみ）

調査年の３月３１日から遡って１年間（平成９年調査以前については、調査日から遡って１年間）の企業外からの商品仕入額をいいます。なお、国外にある自企業の支店より輸入した場合は仕入額に含みます。

流通段階

第2部　第1章　表紙内の別表「流通段階と流通経路の関係」のとおりです。

立地環境特性区分

第2部　第2章　表紙内の別表「立地環境特性の区分及び定義」のとおりです。

業態分類

第2部　第3章　表紙内の別表「業態分類表の定義」のとおりです。

大規模小売店舗

第2部　第5章　表紙内に掲載してあるとおりです。

商業統計調査について

1. 調査の目的、経緯

商業統計調査は、我が国の商業活動の実態を明らかにすることを目的として、商業（卸売業、小売業）を営むすべての事業所を対象に調査を実施しています。

昭和 27 年に調査を開始し、現在では 5 年ごと（本調査の 2 年後に簡易調査）に調査を実施しています。

調査結果は、以下のように利用されています。

①国や地方公共団体が、中小商業施策を中心とする流通関連施策の立案、実施のための基礎資料
- ・大規模小売店舗立地法、小売商業調整特別措置法、中小小売商業振興法の運用
- ・都市計画、市街地再開発計画、都市の特性分析

②国や地方公共団体による所得推計、構造分析等の基礎資料
- ・産業連関表及び地域産業連関表の作成
- ・国民経済計算、県民経済計算の推計
- ・各種白書（経済白書、中小企業白書、厚生労働白書など）、その他県勢要覧等の作成

③国や地方公共団体による各種調査の標本設計への母集団の提供

④民間、学術研究団体における研究、市場予測、需要予測等

2. 調査の根拠

商業統計調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）及びこれに基づく商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）により、指定統計第 23 号として実施しています。

商業統計調査は、「商業の国勢調査」とも呼ばれ、人口・家族構成などを調査する国勢調査、我が国製造業の実態を明らかにするため、全国の製造事業所を調査する工業統計調査（「製造業の国勢調査」と呼ばれている。）とならぶ基本的な統計調査です。

3. 調査の方法（調査経路）

a)調査員調査

申告者（事業所）が自ら調査票に記入する方法（自計方式）による調査員調査方式

商業調査指導員（↑↓ 市区町村長、↓↑ 商業調査員）

経済産業大臣 ⇄ 都道府県知事 ⇄ 市区町村長 ⇄ 商業調査員 ⇄ 申告者（事業所）

b)本社等一括調査

商業企業の本社・本店等が傘下の事業所の調査票を一括して作成し、経済産業省または都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式

経済産業大臣または都道府県知事 ⇄ 対象企業

(注)調査票の取集は、逆経路

4．調査の期日

最新の本調査は、平成14年商業統計調査（第22回調査）で、平成14年6月1日現在で実施しています。また、平成16年6月1日現在で、簡易調査を実施しました。

調査年次	調査期日	調　査　種　別	調査年次	調査期日	調　査　種　別
昭和27年調査	9月 1日	卸売・小売業、飲食店	昭和54年調査	6月 1日	卸売・小売業、飲食店
〃 29 〃	9月 1日	〃	〃 57 〃	6月 1日	〃
〃 31 〃	7月 1日	〃	〃 60 〃	5月 1日	卸売・小売業
〃 33 〃	7月 1日	〃	〃 61 〃	10月 1日	一般飲食店
〃 35 〃	6月 1日	〃	〃 63 〃	6月 1日	卸売・小売業
〃 37 〃	7月 1日	〃	平成元年調査	10月 1日	一般飲食店
〃 39 〃	7月 1日	〃	〃 3 〃	7月 1日	卸売・小売業
〃 41 〃	7月 1日	〃	〃 4 〃	10月 1日	一般飲食店
〃 43 〃	7月 1日	〃	〃 6 〃	7月 1日	卸売・小売業
〃 45 〃	6月 1日	〃	〃 9 〃	6月 1日	〃
〃 47 〃	5月 1日	〃	*〃 11 〃	7月 1日	〃 （簡易調査）
〃 49 〃	5月 1日	〃	〃 14 〃	6月 1日	卸売・小売業
〃 51 〃	5月 1日	〃	**〃 16 〃	6月 1日	〃 （簡易調査）

*平成11年調査は総務庁事業所･企業統計調査と同時実施の簡易調査（第一回）
**平成16年調査は総務省の事業所･企業統計調査及びサービス業基本調査と同時実施の簡易調査（第二回）

5．調査項目

平成14年調査

法人組織の事業所については、次の①～⑱の全ての項目、個人経営の事業所については⑯～⑱を除く項目を調査しています。なお、調査項目のうち⑩～⑮は、小売業のみの調査項目です。

調　査　項　目	
① 事業所の名称及び電話番号	⑪ セルフサービス方式採用の有無
② 事業所の所在地	⑫ 売場面積
③ 経営組織及び資本金額又は出資金額	⑬ 営業時間等
④ 本店・支店の別及び本店の所在地・電話番号	⑭ 来客用駐車場の有無及び収容台数
⑤ 事業所の開設時期	⑮ チェーン組織への加盟の有無
⑥ 従業者数等	⑯ 年間商品仕入額の仕入先別割合
⑦ 年間商品販売額等	⑰ 年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合
⑧ 年間商品販売額の販売方法別割合	⑱ 企業の事業所数等
⑨ 商品手持額	
⑩ 年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合	

平成11年調査及び16年調査（簡易調査）

調　査　項　目
① 事業所の名称及び電話番号
② 事業所の所在地
③ 経営組織
④ 本所・支所の別
⑤ 事業所の開設時期（平成１６年調査のみ）
⑥ 事業所の従業者数
⑦ 会社について（資本金額又は出資金額）
⑧ 年間商品販売額等
⑨ 売場面積等

調査結果等については、インターネットのホームページにも掲載しています
ＵＲＬ＝http://www.meti.go.jp/statistics